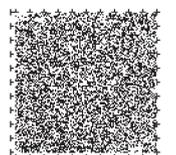


第7章 障害児福祉計画（第2期）



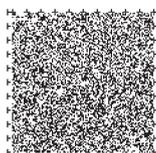
第7章 障害児福祉計画（第2期）

1 サービスの内容

児童福祉法に基づき、市が提供するサービスの内容は次のとおりです。

◇自立支援給付（障害福祉サービス）

| 障害児通所支援（障害のある児童が施設で利用するサービス） | |
|-----------------------------------|--|
| 児童発達支援・ 医療型児童発達支援 | 障害のある児童（療育の必要な児童）に日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※ 医療型児童発達支援では、上記の支援と併せて治療を提供 |
| 放課後等デイサービス | 就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス |
| 保育所等訪問支援 | 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービス |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、居宅において児童発達支援を行うサービス |
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 |



2 成果目標

「府中市障害児福祉計画（第2期）」では、障害児福祉計画に係る国の基本指針に基づき、児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス、医療的ケア児への支援等に関する成果目標を定めています。成果目標は次のとおりです。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標

① 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和5年度末までに、児童発達支援センターを市町村に1か所以上設置することを定めています。

本市では、現在は医療型児童発達支援センターにおいて、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行っています。第6期計画ではその体制を維持しつつ、令和6年4月の開所に向けて、子ども発達支援センターあゆの子の機能を集約・強化した福祉型児童発達支援センターを整備します。

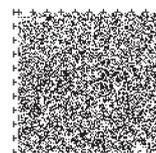
| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|-----------------------------|-----|---------------|
| 令和元年度末の児童発達支援センター数 | 1か所 | 令和2年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和5年度末の児童発達支援センター数 | 1か所 | 令和6年3月31日時点の数 |

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、令和5年度末までに、市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

本市では、既に医療型児童発達支援センターが行う保育所等訪問支援を利用できる体制がありますが、将来的には、今後設置する福祉型児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を整備します。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|----------------------|------|---------------|
| 令和元年度末の事業所数 | 1事業所 | 令和2年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和5年度末の事業所数 | 1事業所 | 令和6年3月31日時点の数 |



(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

国の指針では、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

本市では、既に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所共に確保されていますが、今後も充実されるように努めます。

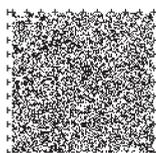
| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|--|------|---------------|
| 令和元年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 1事業所 | 令和2年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和5年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数 | 2事業所 | 令和6年3月31日時点の数 |
| 令和元年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 3事業所 | 令和2年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和5年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数 | 4事業所 | 令和6年3月31日時点の数 |

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

以上に従い、本市では、以下のように成果目標を設定します。

| 項目 | 数 値 | 考え方 |
|--|-----|---------------|
| 令和元年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況 | 未整備 | 令和2年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況 | 整備 | 令和6年3月31日時点の数 |
| 令和元年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数 | 0人 | 令和2年3月31日時点の数 |
| 【目標値】 令和5年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数 | 2人 | 令和6年3月31日時点の数 |



3 サービス見込量（活動指標）

※ 令和2年度の実績は4月から7月時点までの月当たり実績の数字を記載していますが、新型コロナウイルス感染症の影響により実績が大幅に減少しているサービスがあります。

(1) 見込量

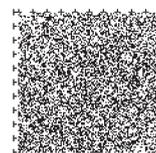
児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援は、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

放課後等デイサービスは、平成30年度から令和元年度にかけては減少していますが、利用希望が多いサービスのため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

(人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第1期 | | | 第2期 | | | |
|--------------|-------|----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| (1)児童発達支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 1,445 | 1,610 | 1,775 | 1,645 | 1,675 | 1,705 |
| | | 実績 | | 1,555 | 1,585 | 1,491 | | | |
| | | % | 計画比 | 107.6 | 98.4 | 84.0 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 155 | 175 | 195 | 232 | 240 | 248 |
| | | 実績 | | 208 | 216 | 206 | | | |
| | | % | 計画比 | 134.2 | 123.4 | 105.6 | | | |
| (2)医療型児童発達支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 195 | 215 | 235 | 119 | 124 | 129 |
| | | 実績 | | 112 | 109 | 65 | | | |
| | | % | 計画比 | 57.4 | 50.7 | 27.7 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 25 | 30 | 35 | 22 | 23 | 24 |
| | | 実績 | | 19 | 20 | 12 | | | |
| | | % | 計画比 | 76.0 | 66.7 | 34.3 | | | |

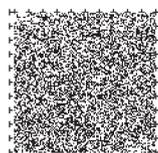
※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績



(人/月)

| サービス名 | 単位 | 区分 | 第1期 | | | 第2期 | | | |
|----------------------------|-------|----|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| | | | 平成 30年度 | 令和 元年度 | 令和 2年度 | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | |
| (3)居宅訪問型児童 発達支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | % | 計画比 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | % | 計画比 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | | |
| (4)保育所等訪問支援 | サービス量 | 人日 | 計画 | 2 | 2 | 2 | 8 | 9 | 10 |
| | | | 実績 | 0 | 3 | 7 | | | |
| | | % | 計画比 | 0.0 | 150.0 | 350.0 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 5 |
| | | | 実績 | 0 | 1 | 2 | | | |
| | | % | 計画比 | 0.0 | 100.0 | 200.0 | | | |
| (5)放課後等デイ サービス | サービス量 | 人日 | 計画 | 5,780 | 6,760 | 7,740 | 5,564 | 5,664 | 5,764 |
| | | | 実績 | 5,673 | 5,364 | 5,323 | | | |
| | | % | 計画比 | 98.1 | 79.3 | 68.8 | | | |
| | 実利用者数 | 人 | 計画 | 470 | 530 | 590 | 513 | 525 | 537 |
| | | | 実績 | 477 | 489 | 449 | | | |
| | | % | 計画比 | 101.5 | 92.3 | 76.1 | | | |
| (6)障害児相談支援 | 実利用者数 | 人 | 計画 | 70 | 80 | 90 | 62 | 66 | 70 |
| | | | 実績 | 52 | 54 | 59 | | | |
| | | % | 計画比 | 74.3 | 67.5 | 65.6 | | | |
| (7)医療的ケア児支援の コーディネーター配置 | 配置人数 | 人 | 計画 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | | | 実績 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | % | 計画比 | - | - | 0.0 | | | |

※ 平成30年度は3月分実績、令和元年度は月当たり実績、令和2年度は4月から7月時点までの月当たり実績



(2) 見込量確保のための方策

障害のある人もない人も、共に学ぶ・過ごす機会を通じて、障害の理解を促進すること、お互いを尊重することを推進するということを基本として、必要な人が必要なサービスを利用できる提供体制を確保します。

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

障害児相談支援は増加傾向にあるものの、事業所を利用せず、セルフプランで障害児支援利用計画を立てている人も多くいます。事業所の参入を促進し、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

保育所等訪問支援は、福祉型児童発達支援センターの設置に合わせて、十分な提供体制を確保します。

